

令和３年度 第２回 朝霞市総合教育会議 次第

日時 令和３年８月２６日（木）

午後３時から

場所 朝霞市役所 別館５階 大会議室手前

１ 開会

２ あいさつ

３ 議題

（１）朝霞市教育大綱について

（２）少人数学級について（報告事項）

（３）その他

４ 閉会

朝霞市教育大綱（案）

令和3年8月

朝 霞 市

第1章 教育大綱について

1 大綱策定の趣旨

平成27（2015）年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められました。

本市では、平成28（2016）年に朝霞市教育大綱を策定し、令和2（2020）年度末までの5年間にわたり、大綱で定めた基本理念や基本方針に基づいて、教育行政を推進してきました。

引き続き、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興を図っていくため、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を期間とする朝霞市教育大綱を策定します。

2 大綱の位置付け

大綱は、本市の総合的なまちづくりの指針として策定している「第5次朝霞市総合計画」及び本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第2期朝霞市教育振興基本計画」と整合性を図り、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けています。

3 大綱の期間

大綱の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて朝霞市総合教育会議における協議、調整を経て見直しを行うものとします。

平成（年度）			令和（年度）						
28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	1 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)
第5次朝霞市総合計画									
前期基本計画					後期基本計画				
朝霞市教育大綱（平成28年8月策定）					朝霞市教育大綱				
第1期朝霞市教育振興基本計画					第2期教育振興基本計画				

第2章 朝霞市の現状と課題

学校教育

1. 朝霞の時代を担う人材の育成

一人一人の児童生徒へきめ細かな指導を行うため、生徒指導や教育相談体制の整備充実などに取り組んでいます。今日の多様化・複雑化する社会に対応して、朝霞に住み、日々成長する子どもたちが、心豊かに生きる力を育むことができるよう学校教育の充実が求められています。

2. 確かな学力と自立する力の育成

未来を生きる子どもたちには社会的に自立する力が不可欠です。先行きが不透明な時代に子どもたちが将来、社会の形成者としての役割を果たすためには、確かな学力を身に付けるとともに基盤となる自己肯定感や規範意識をしっかりと持たせることなどが必要です。そのためには、子どもたちが人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労について理解し、働くことについてしっかりとした認識を持てるよう教育することが求められています。

3. 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

次代を担う子どもたちを育むためには、教職員が学び続ける存在として、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、心や身体健康の健康保持増進、働き方改革に基づく取組を進めるなどの支援を行っています。

また、快適な教育環境を目指し、自校給食室の設置、老朽化した学校の改修、エアコンの整備やICT環境の充実、柔軟な通学区の運用などに取り組んでいます。今後、しばらくの間、人口増が続くと推計されている中、老朽化する学校施設の長寿命化を図り、児童生徒数の変動を見据えた、安全・安心で持続的な教育環境を確保することが求められています。

4. 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により子どもたちを取り巻く環境や生活様式が大きく変化する中、子どもの頃から社会や人々と関わり多様な経験をする必要があります。子どもたちは地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けることができます。そのためには、学校と家庭、地域が連携・協働する双方向の関係に発展させ、地域全体で子どもの学びや育ちを支えることが求められています。

生涯学習

1. 生涯学習活動の推進

学び、学び合いを支える環境は整いつつありますが、今後、学びの成果の活用を支える仕組みづくりを整えていく必要があります。

地域コミュニティの希薄化や外国人住民の増加、価値観の多様化などが進展しています。これらの諸課題に対応するための学習も重要となってきました。

2. 学びを支える環境の充実

生涯学習活動拠点としての教育施設（公民館・図書館・博物館）については、適切な老朽化対応や社会状況に応じた環境整備を行う必要があります。

また、利用者が安全・安心に利用でき、快適な環境の中で学習できるよう、計画的に修繕などを進めるとともに、有効かつ効果的な施設運営を行っていく必要があります。

人生100年時代を見据えた生涯学習を推進していくことが求められています。このため、生涯学習施設には「学び」を継続的に支援する専門的な職員などの配置が必要です。

スポーツ・レクリエーション

1. スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ・レクリエーションは、健康でいきいきとした生活を送るために欠かせないものです。多くの市民にスポーツに親しんでいただくよう各種事業の実施に当たっては、様々な広報媒体を活用して積極的にPRしていくことが必要です。

また、公共施設以外でもスポーツ活動ができる場所を活用することなど、地域にある資源の活用がさらに求められています。

指導者の高齢化、人材不足が進む中、社会状況やスポーツ環境の変化に対応できる人材が求められており、今後、新たな指導者の育成が必要です。

2. 利用しやすい施設の提供

各施設とも老朽化が進んでいることから、安全・安心の観点からも、計画的な施設整備が求められています。

地域文化

1. 歴史や伝統の保護・活用

地域の歴史や文化財の保護・活用を行うとともに、次世代へ適切に文化・歴史における地域的特色を学術的に明らかにすることが必要です。

また、学校との連携を密にして、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていく必要があります。

2. 芸術文化の振興

市民の芸術文化活動は、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないことや活動団体などの高齢化が進んでいるため、次世代への伝承や育成を図ることが課題となっています。市民が多様な芸術文化にふれあうことができるとともに、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ることが必要です。

3. 地域文化によるまちづくり

市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。人口の流出入が多い都心のベッドタウンである本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元に愛着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題です。

朝霞市の将来像

私が 暮らしつつけたいまち 朝霞

基本理念

心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育

基本方針

- 学校・家庭・地域・行政が連携・協働して、
子どもたちに生きる力をはぐくみます
- 一人一人が心豊かに
ともに学び 生きるまちを目指します

朝霞市の将来像

私が 暮らしつづけたいまち 朝霞

「私が 暮らしつづけたい」と思えるまちであるために、日々の安全・安心や、人々のつながり、元気やうるおい・やすらぎなどを欠かさないとともに、将来にわたって暮らしつづけるために、未来を担う子どもを育てやすいことや、私たちが暮らす環境が守られていることを将来像としています。

※第5次朝霞市総合計画（平成28（2016）年度～令和7（2025）年度）で定めた将来像です。

基本理念

心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育

教育を取り巻く社会の動向は少子高齢化、急速な技術革新、グローバル化など、複雑で予測困難な時代となってきました。

これからの変化の激しい社会を生きるために「生きる力」を身に付けた、心身ともに健やかな子どもを育み、我が国や本市の明日を担う人材を育成することは、保護者を始め、市民の皆さんの共通の願いであると考えます。

また、人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたる学びを通じて、学びの成果を発揮し、一人一人が輝き続けられる社会の実現が求められています。

※第2期朝霞市教育振興基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）で定めた基本理念です。

基本方針

●学校・家庭・地域・行政が連携・協働して、 子どもたちに生きる力をはぐくみます

学習指導要領において「生きる力」という理念は、子どもたちを取り巻く社会の激しい変化に対応するためにますます重要となっています。

「生きる力」は、豊かな心、確かな学力、健やかな体の調和のとれた育成により育まれるものであり、学校や家庭はもとより、地域の住民や大学・企業、行政が相互に連携し、子どもたちを教育することが必要となります。

このため、市民一人一人が教育に対する関わりを深め、教育に参画し、学校を核として市民が協働して子どもたちに「生きる力」を育みます。

●一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまちを目指します

人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって学習し、学習の成果を仕事や地域、社会の問題発見・解決につなげていくことが大切となります。

自ら学び、人に学び、学びを伝え、その教えを生かしながら豊かな社会をつくることは、その人の人生を豊かにすると同時に、家族や友人、仲間そして地域の豊かさにつながり、コミュニティづくりや異世代間の交流などへと展開していきます。そこには、人づくりによる元気なまちづくりの姿があります。

市民一人一人が心豊かな暮らしを送り、地域の中でともに学び、ともに生きる、生涯学習社会の実現を目指します。

※第2期朝霞市教育振興基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）で定めた基本方針です。

目指す姿

学校教育

子どもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、主体的・対話的で深い学びにより確かな学力と自立する力を身に付け、質の高い教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

生涯学習

市民の学習ニーズに応えた学習、文化活動など、学習情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、「学び」の成果を生かすことのできるまちを目指します。

スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

地域文化

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、様々な芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）で定めた目指す姿です。

朝霞市教育大綱(素案)に対するパブリック・コメント結果について

資料2

意見募集期間 令和3年6月1日(火)～6月30日(水)

意見提出者数 計2名

提出意見数 7件

番号	ページ	項目	意見	本市の考え	修正
1	2	学校教育 4. 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	○中学校の部活動と体育協会各団体と活動協力が出来れば、部活動とは違い地域の大人達と一緒にスポーツ活動を行い、その活動を通して地域社会と連携が生まれ子供たちの成長を卒業後も地域スポーツを続けて頂ければより長く成長を見守って行けると思います。 また、体育協会との活動中には学校の顧問の先生が休みを取る事も出来ると思います。	学校と体育協会等と連携して子どもたちを育むことは重要なことだと認識しており、現在も小・中学校で外部指導者として体育協会等から授業や部活等の指導をしていただいております。今後とも地域と連携・協働した活動を進めてまいりたいと考えております。	
2	3	スポーツ・レクリエーション 1.スポーツ・レクリエーション活動の推進	朝霞市の生涯スポーツの一端を担う体育協会各団体も指導者の高齢化が問題となっております。 我々水泳部では水泳大会開催時に朝霞第一中学校水泳部さんに運営協力をして頂いております。 選手とは別に運営に参加する事で何人かでも体育協会水泳部に興味を持ち続けて頂きたいと思っています。 若い世代に種を蒔き、一つでも芽が出ればとお手伝い頂いております。 また、お手伝い頂いた生徒さんにはボランティア活動証明書も発行しています。	スポーツに関する団体等の指導者の高齢化につきましては、認識しております。教育委員会としては、県等が実施している指導者養成研修等に関する情報提供等を引き続き行うなどにより、指導者養成の機会の提供等の周知に努めてまいります。	

番号	ページ	項目	意見	本市の考え	修正
3	3	スポーツ・レクリエーション 2. 利用しやすい施設の提供	○昨今のように総合体育館が改修工事、オリンピック、コロナ対策などで長期間使用出来ないこともあります。 このような時、補完出来る使いやすい施設が前もって有れば、使用する体育協会団体の活動がスムーズに行えると思います。 我々水泳部では夏休みの期間は昔からの朝霞第二中学校さんのプールをお借りして、練習や水泳大会の開催をしております。 使用許可は毎年申請し校長先生の裁量にて使用させて頂いております。 しかし、校長先生は任期が3、4年の為、校長先生が代わる度にいつも不安があります。 対策案としては 補完施設となる小中学校の施設を校長先生の裁量使用許可ではなく、前もって教育委員会さんの総意により使用許可を与える。(使用許可は年度を区切っても良いと思います) 何かあった時や毎年使用させて頂く時にも貸して頂ける前提条件があれば、校長先生が代わってもスムーズに施設使用が出来ると思います。 又、以前から思っておりますが、公共施設や、小中学校の体育施設の新設や改修工事の時にはその施設を使用する可能性がある団体にも意見やアドバイスが出来るので参加をお願い致します(和光市の体育協会水泳連盟さんは新設市民プール設計計画策定に参加しています)。 少子高齢化がこれからも進み、体育施設が出来れば最低50年以上は使用致します。その使用年数を考えれば、学校の使用施設としての使用だけではなく、生涯スポーツ・レクリエーション施設としても対応可能な施設づくりが必要不可欠だと思います。 我々水泳部もコロナ禍中、朝霞スイミングさん廃業により日々の練習場所が無くなり、夏休み期間以外はわくわくドームにて一般者に混じっての練習となっております。 また、毎年初心者水泳教室を開催しておりますが他の施設使用が出来ず、毎回2倍以上の応募があった喜ばれた教室が優秀な人材はいるのに場所がなく開催出来ない状況となり、新規入部者も激減しております。 初心者水泳教室開催場所だけでもご一考をお願い致します。	学校施設の使用許可は、学校教育の支障のない範囲で学校長が許可することと定められておりますので、引き続き学校と調整をお願いいたします。また、朝霞第四小学校、朝霞第五小学校及び朝霞第一中学校の改築では、検討委員会の中で体育協会等から御意見を伺う場を設けるとともに基本設計等のパブリック・コメントを行い、市民の皆様の御意見を伺っております。また、総合体育館の改修では施設利用者等に御意見を伺っております。今後も大規模な改修等がある場合には御意見を伺う方法を検討してまいります。	

番号	ページ	項目	意見	本市の考え	修正
4	2	学校教育 2. 確かな学力と自立する力の育成	○……社会の形成者 朝霞を担っていくものと変更を形成者としての位置付けのみでなく、「1. 朝霞の時代を担う人材の育成」に提示している通り	将来的に朝霞市に住み続けていただくのが、理想ではございますが、グローバル社会となっている今日、朝霞だけでなく世界で活躍することが想定されることから、原案のとおりとしますが、子どもたちが朝霞市に住み続けていただけるよう努めてまいります。	
5	2	学校教育 2. 確かな学力と自立する力の育成 3. 質の高い教育を支える教育環境の整備充実	○明確で市民にも分かり易いです。 具体的に提示されているので	今後も、市民に明確で分かりやすい文章を作成するよう努めてまいります。	
6	4	地域文化 3. 地域文化によるまちづくり	○…「彩夏祭」～どんぶり王選手権…。などの固有事業名を入れることに限定される偏っている違和感を感じます。 これから5年間に次代を展望して新事業・行事が創出するかもしれません。 子どもを育成する視点に地域共生社会にふさわしい多様性と日常性を大切にする表現が必要だと思います。	記載しているイベントは、本市を代表する四季のイベントであり、その他様々な地域イベントを含め、市民が共有できる地域独自の文化として根付かせていくかが課題であると考えております。本市の代表的なものを記載して、参加を促し、多くの方が参加して、市民が共有できる地域独自の文化に繋がられればと考えています。 また、子どもの育成に多様性と日常性を大切にする視点をということにつきましては、この章では朝霞市の現状と課題について、記載しておりますが、御指摘の多様性と日常性についての視点は大切であると認識しておりますので、事業の中で推進していきたいと考えています。	
7	6	基本理念	○一人一人が輝き続けられる社会 一人一人が輝き続けられる地域共生社会と入れる方が良いのではないのでしょうか。	基本理念の中の「社会」は、「一人一人」の個が存在する場所として社会を置き、抽象的概念として「社会」という言葉を利用させていただいております。具体的に社会がどのような社会であるべきかを考えた場合は、御指摘のような「地域共生社会」を目指していく必要があるものと考えております。	

朝霞市公立小学校の少人数学級への 対応について

【第 1 版】

令和3年8月10日現在
朝霞市教育委員会

目 次

1 少人数学級制度について	1
(1) 少人数学級制度の趣旨	
(2) 少人数学級制度の概要	
(3) 埼玉県内の公立小学校における学級編成	
2 少人数学級を実施するための考え方	2
3 本市の少人数学級の検討方針	2
4 普通教室への転用	3
(1) 普通教室への転用基準	
(2) 転用可能教室数の状況	
5 市内小学校の普通教室数の現状と将来推計	5
(1) 朝霞第一小学校	
(2) 朝霞第二小学校	
(3) 朝霞第三小学校	
(4) 朝霞第四小学校	
(5) 朝霞第五小学校	
(6) 朝霞第六小学校	
(7) 朝霞第七小学校	
(8) 朝霞第八小学校	
(9) 朝霞第九小学校	
(10) 朝霞第十小学校	
(11) まとめ	
6 学区変更の考え方	11
7 今後の施設整備	12
(1) 転用整備計画	
(2) 施設整備の検討	
(3) 今後の施設整備スケジュール(予定)	

I 少人数学級制度について

(1) 少人数学級制度の趣旨

令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務教育標準法」）という。）の一部を改正する法律（以下、「改正義務教育標準法」）という。）が可決成立されました。

改正義務教育標準法は、Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況を踏まえ、誰一人残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げるもので、令和3年4月1日から施行となりました。

(2) 少人数学級制度の概要

①学級編成の標準の引き下げ

小学校の学級編成の標準を改正前の40人（第1学年は35人）から35人に引き下げるものです。

②少人数学級の計画的な整備

令和7年3月31日までの間における学級編成の標準については、児童数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人学級とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別な事情がある小学校にあっては、40人とするものです。

【学級編成の標準の引下げに係る計画】

ア. 上記②について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編成の標準を引き下げるものです。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

（表1 学級編成の標準の引下げに係る計画）

イ. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設の整備に一定の期間を要するなど、特別な事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるように措置するものです。

(3) 埼玉県内の公立小学校における学級編成

埼玉県では、義務教育標準法に基づき、小学校第2学年の学級編成を35人を基準として定め、これにより本市でも小学校第1学年に加え、平成17年度より第2学年についても35人以下として学級編成を行っています※1。

※1 義務教育標準法第三条（学級編成の標準）第二項ただし書き

都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数（40人（第1学年は35人））を下回る数を、基準として定めることができる。

2 少人数学級を実施するための考え方

少人数学級を実施するため、令和3年3月31日付で文部科学省から「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（以下、「学級編成等施行通知」という。）」が発出されました。学級編成等施行通知では、少人数学級の編成に向け教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中（令和7年3月31日まで）に令和7年度（計画完成年度）を見通した計画的な施設整備等を進めることが基本とされています。

また、施設の確保に当たっては次のとおりに検討を行うこととされています。

- ① 特別教室や会議室等の普通教室への転用
- ② 上記①によっても必要教室数が確保できず、校舎の増築等を行う場合には、その整備が終わるまでの間、適切な代替施設※²の確保を検討
- ③ 学校の同一建物若しくは敷地内又は近隣に公民館等の施設があり、こうした施設を使用することに教育上支障のないと認められる場合には、校舎の増築等の整備に代えて、あるいは整備が終わるまでの間の適切な代替施設としてこうした施設を利用することも考えられる。

3 本市の少人数学級の検討方針

本市でも改正義務教育標準法及び学級編成等施行通知の内容を踏まえ、次のとおり検討を進めます。

- ア. 現在、特別教室や会議室等で使用している教室を普通教室への転用できるか検討します。
- イ. 転用は、普通教室の形態が整っている教室から行い、教育活動や学校運営に配慮して進めます。
- ウ. 転用により必要な教室を確保できない見込みの場合、学区変更や令和7年度を見通した必要な施設の確保について検討します。

※2 適切な代替施設とは、教育環境を普通教室と同程度とすることができるという観点や、代替施設において教育が行われる期間の長さ、その他各地域や学校の事情を総合的に勘案して学校設置者において判断すべきものとされています。

4 普通教室への転用

(1) 普通教室への転用基準

児童数の推計に基づき普通教室の不足が見込まれる場合は、まず転用可能な教室を普通教室として使用していきます。

その際、転用可能な教室のうち、まず「普通教室の形態の整っている教室」について、普通教室への転用を行います。この場合は、各小学校の状況に応じて転用を行うこととなり、学校がその教育活動の実情に応じ、普通教室への転用教室を選択していきます。

児童数の推移に基づく普通教室の不足により、普通教室へ転用する工事等を伴う場合は、工事実施時期の前々年度から学校と教育委員会で協議を行いながら検討を進めていくこととなります。

また、少人数学級を実施するにあたり、下記の「普通教室に転用できない教室」は、小学校として必要最低限の機能を持たすために必要な教室です。それ以外の教室については、工事が必要な教室も含めて、可能な限りの普通教室数としました。

なお、普通教室に転用する際には、現在使用している教室の機能を別の教室に移す必要がある場合があり、転用可能な教室としている教室でも転用できなくなる場合もあります。

① 普通教室に転用できない教室

ア. 理科室、家庭科室、保健室等（ガスや水道等の配管などがある教室）

イ. 音楽室（階段構造等の教室）

ウ. 事務室、図書室（移動等ができる場合は可能）

エ. 職員室、校長室

オ. 教室の構造上、普通教室には適していない教室（例：教室の形状が複雑等）

※第2教室としている教室（第2理科室・第2音楽室等）は、上記に当たらない場合は転用可能教室とする。

② 転用可能な教室

ア. すでに普通教室の形態の整っている教室で、現在は他の用途で使用している特別教室等（例：少人数教室、外国語ルーム等）

イ. エアコンなどの設置工事等が必要となるが、普通教室に整えることが可能な教室（例：コンピューター室、更衣室等）

（２）転用可能教室数の状況

（１）で示した普通教室への転用基準に基づき、市内小学校の転用可能教室の調査を行った結果は、下表のとおりです。この転用可能教室数に令和３年度の普通教室数を足したものが各小学校の最大教室数となります。

学校名	普通教室の 形態が整って いる特別教室 等	工事等を伴う が普通教室 に整備できる 特別教室等	転用可能教室 計 (A)	R3 普通教室数 (B)	最大 教室数 (A+B)
第一小学校	12	6	18	20	38
第二小学校	3	4	7	24	31
第三小学校	—	9	9	24	33
第四小学校	5	2	7	22	29
第五小学校	7	1	8	32	40
第六小学校	1	6	7	29	36
第七小学校	8	5	13	25	38
第八小学校	10	1	11	37	48
第九小学校	2	2	4	14	18
第十小学校	3	6	9	25	34

（表２ 転用可能教室数一覧）

5 市内小学校の普通教室数の現状と将来推計

少人数学級を実施するための市内各小学校の普通教室として使用できる教室の現状と、令和3年5月1日現在の令和9年度までの推計は次のとおりです。推計に当たって、特別支援学級については増加傾向となっているため、令和6年度までは現在の実数とし、少人数学級編成の完成年度（令和7年度）から各学校4学級の編成を見込んでいます。また、通級指導教室は現在の実数のままで見込んでいます。

（1）朝霞第一小学校

最大 教室数	38						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	20	20	20	20	22	22	21
うち 通常学級数	18	18	18	18	18	18	17
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		—	—	—	2	—	△1

（表3 朝霞第一小学校における普通教室数の現状と将来推計）

令和3年度の朝霞第一小学校の普通教室数は、20教室となっています。

転用可能教室は18教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室が多く、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

（2）朝霞第二小学校

最大 教室数	31						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	24	24	24	26	28	29	30
うち 通常学級数	22	22	22	24	24	25	26
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		—	—	2	2	1	1

（表4 朝霞第二小学校における普通教室数の現状と将来推計）

令和3年度の朝霞第二小学校の普通教室数は、24教室となっています。

転用可能教室は7教室ありますが、普通教室の形態が整っていない教室もあります。このため、普通教室の転用について学校と調整を図りながら実施していくことが必要です。

なお、現在の推計では普通教室への転用工事を実施すれば少人数学級に対応できる見込みです。

(3) 朝霞第三小学校

最大 教室数	33						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	24	26	28	29	32	32	32
うち 通常学級数	21	23	25	26	28	28	28
うち 特別 支援学級数	3	3	3	3	4	4	4
前年度から の増減		2	2	1	3	—	—

(表5 朝霞第三小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第三小学校の普通教室数は、24教室となっています。

転用可能教室は9教室ありますが、いずれも普通教室の形態が整っていない教室のため、全て翌年度開始前に普通教室へ転用する工事が必要です。

なお、現在の推計では普通教室への転用工事を実施すれば少人数学級に対応できる見込みです。

(4) 朝霞第四小学校

最大 教室数	29						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	22	22	22	22	24	24	24
うち 通常学級数	18	18	18	18	18	18	18
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
うち 通級 指導教室	2	2	2	2	2	2	2
前年度から の増減		—	—	—	2	—	—

(表6 朝霞第四小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第四小学校の普通教室数は、通級指導教室を含めると22教室となっています。

転用可能教室は7教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(5) 朝霞第五小学校

最大 教室数	40						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	32	33	34	35	37	37	35
うち 通常学級数	29	30	31	32	32	32	30
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
うち 通級 指導教室	1	1	1	1	1	1	1
前年度から の増減		1	1	1	2	—	△2

(表7 朝霞第五小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第五小学校の普通教室数は、通級指導教室を含めると32教室となっています。

転用可能教室は8教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(6) 朝霞第六小学校

最大 教室数	36						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	29	31	34	36	40 (不足)	41 (不足)	41 (不足)
うち 通常学級数	27	28	31	33	36	37	37
うち 特別 支援学級数	2	3	3	3	4	4	4
前年度から の増減		2	3	2	4	1	—

(表8 朝霞第六小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第六小学校の普通教室数は、29教室となっています。

転用可能教室は7教室ありますが、1教室は令和4年度に特別支援学級に転用する見込みがあり、残る6教室はいずれも普通教室の形態が整っていない教室のため、全て翌年度開始前に普通教室へ転用する工事が必要です。

また、全ての転用可能教室を普通教室にしても令和7年度からは少人数学級に対応できない見込みです。

(7) 朝霞第七小学校

最大 教室数	38						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	25	26	26	27	30	30	31
うち 通常学級数	23	24	24	25	26	26	27
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		1	—	1	3	—	1

(表 9 朝霞第七小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第七小学校の普通教室数は、25教室となっています。

転用可能教室は13教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(8) 朝霞第八小学校

最大 教室数	48						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	37	40	42	42	45	46	45
うち 通常学級数	35	38	40	40	41	42	41
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		3	2	—	3	1	△1

(表 10 朝霞第八小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第八小学校の普通教室数は、37教室となっています。

転用可能教室は11教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(9) 朝霞第九小学校

最大 教室数	18						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	14	15	16	17	21 (不足)	23 (不足)	24 (不足)
うち 通常学級数	12	13	14	15	17	19	20
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		1	1	1	4	2	1

(表 11 朝霞第九小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第九小学校の普通教室数は、14教室となっています。

転用可能教室は4教室ありますが、2教室は普通教室の形態が整っているため、令和3・4年度は工事の必要はありませんが、令和5年度以降は次の年度開始前に教室を転用する工事が必要です。

また、全ての転用可能教室を普通教室にしても令和7年度からは少人数学級に対応できない見込みです。

(10) 朝霞第十小学校

最大 教室数	34						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	25	28	29	28	30	30	29
うち 通常学級数	22	25	26	25	25	25	24
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
うち 通級 指導教室	1	1	1	1	1	1	1
前年度から の増減		3	1	△1	2	—	△1

(表 12 朝霞第十小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第十小学校の普通教室数は、通級指導教室を含めると25教室となっています。

転用可能教室は9教室ありますが、普通教室の形態が整っていない教室もあります。このため、普通教室の転用について学校と調整を図りながら実施していくことが必要です。

なお、現在の推計では普通教室への転用工事を実施すれば少人数学級に対応できる見込みです。

(11) まとめ

学校名	最大 教室数	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
第一小	38	20	20	20	20	22	22	21
第二小	31	24	24	24	26	28	29	30
第三小	33	24	26	28	29	32	32	32
第四小	29	22	22	22	22	24	24	24
第五小	40	32	33	34	35	37	37	35
第六小	36	29	31	34	36	40 (不足)	41 (不足)	41 (不足)
第七小	38	25	26	26	27	30	30	31
第八小	48	37	40	42	42	45	46	45
第九小	18	14	15	16	17	21 (不足)	23 (不足)	24 (不足)
第十小	34	25	28	29	28	30	30	29

(表 13 市内小学校における普通教室数の現状と将来推計)

上記の表は、(1)から(10)まで示した各小学校の現状と将来推計をまとめたものです。

推計によると市内小学校のうち、朝霞第一小学校、朝霞第四小学校、朝霞第五小学校、朝霞第七小学校及び朝霞第八小学校の5校については、普通教室の形態が整っている教室を転用することで少人数学級に対応できる見込みとなっています。

朝霞第二小学校、朝霞第三小学校及び朝霞第十小学校の3校については、特別教室等から普通教室に転用するなどの工事が必要となる見込みです。

朝霞第六小学校及び朝霞第九小学校の2校については、普通教室への転用だけでは対応できない見込みとなっており、いずれの小学校も令和7年度の第6学年に実施する少人数学級で普通教室の不足が見込まれています。

なお本市は、人口が増加傾向となっており、児童数・学級数の推移により普通教室の不足が新たに生じる可能性があるため、毎年度の推計を注視すると共に、学校と調整をしながら検討を行っていく必要があります。

6 学区変更の考え方

「5 市内小学校の普通教室数の現状と将来推計」で市内の小学校の現状等について示しましたが、小学校によっては転用できる教室があり、少人数学級にすぐに対応できる小学校がある一方、増築等の検討をしなければ少人数学級に対応できない小学校もある状況となっています。

このような状況の中で少人数学級を実施するために、学区変更をすることで少人数学級を実現するという方法が考えられます。

本市では、平成22年に朝霞第四小学校が旧朝霞第一中学校の跡地に新築・移転したことに併せ、朝霞第一小学校及び朝霞第六小学校の一部を朝霞第四小学校に学区変更しました。

この学区変更では、高学年であるほど元の小学校に通いたいという方が多く、実際に学区変更をしていただけた方は、対象となる児童のおよそ3分の1で、残る3分の2の方は元の小学校に通われています。その後、兄弟姉妹の関係も大きく影響し、学区どおりに通学するまで、10年近くかかっている状況となっています。

学区変更は、教育委員会から通学区域審議会へ諮問し、審議会での調査、審議を経る必要があります。審議の結果、適当とされた場合においても保護者や地域住民の方に説明し、理解を得て、決定するまでに3年以上が必要となります。また、隣接する他校に一部学区を変更し、当該校の児童数を抑えたとしても、変更先の学校の教室が不足すると見込まれます。

さらに学級編成等施行通知では、少人数学級の編成に向け教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中に令和7年度（計画完成年度）を見通した計画的な施設整備等を進めることが基本とされています。令和7年度から少人数学級を実施するために校舎等を増築する場合は、3年以上の期間が必要となり、遅くとも令和4年度から設計業務に着手しなければなりません。

少人数学級は、令和7年度までに実施しなければならないことや保護者や地域の住民の方との合意形成に要する期間等を総合的に勘案すると学区変更で少人数学級を実現することは難しいものと考えます。

一方、市内全域の教育を今後、どのように進めていくかということを長期的視点に立って考えると学区変更は検討していかなければならない課題であると考えています。

7 今後の施設整備

(1) 転用整備計画

普通教室等への転用整備は、学級数の推計に基づき、随時、見直しを行いながら進めていきます。「4 普通教室への転用」でも示しましたが、児童数の推計に基づき普通教室の不足が見込まれる場合は、まず転用可能な教室のうち、まず「普通教室の形態の整っている教室」について、普通教室への転用を行います。この場合は、各小学校の状況に応じて転用を行うこととなり、学校がその教育活動の実情に応じ、普通教室への転用教室を選択していきます。

普通教室へ転用する工事等を伴う場合は、工事実施時期の前々年度から学校と教育委員会で協議を行いながら検討を進めていくこととなります。

今回は、令和3年度及び令和4年度における普通教室に転用する教室として、学校と協議のうえ、下表のと通りの計画としました。転用計画における転用前の機能につきましては、子供たちの学習活動や学校の教育活動等にできるだけ影響のないように進めていきます。なお、令和5年度以降については、今後、学校と調整していきます。

学校	整備方針	転用教室
第一小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。	
第二小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。	
第三小	・令和3年度に2教室、令和4年度中に2教室の整備工事をする。	
	・令和3年度中に通常学級(+2)整備	(外国語)学習ルーム
		PTA会議室
	・令和4年度中に通常学級(+2)整備	更衣室(職員用)
		図工準備室
第四小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。	
第五小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和4年度に1教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	
第六小	・令和3年度に1教室及び令和4年度の整備工事のための設計、令和4年度中に3教室の整備工事をする。(上記に加え、令和4年度に特別支援学級が1教室増となる予定(プレイルームを転用)。工事不要で対応が可能)。	
	・令和3年度中に通常学級(+1)整備	PTA会議室・相談室
	・職員更衣室への整備工事設計	
	・令和4年度中に通常学級(+3)整備	コンピューター室
		生活科室
		職員更衣室
第七小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和4年度に1教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	

(表 14-1 転用整備計画)

学校	整備方針	転用教室
第八小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和4年度に3教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	
第九小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和3年度と令和4年度に各1教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	
第十小	・令和3年度に3教室、令和4年度中に1教室の整備工事をする。	
	・令和3年度中に通常学級(+3)整備	児童会室
		多目的室
		多目的室
	・令和4年度中に通常学級(+1)整備	生活科室

(表 14-2 転用整備計画)

(2) 施設整備の検討

これまで各小学校の施設状況を示しましたが、これらの整備を行っても朝霞第六小学校と朝霞第九小学校は令和7年度から普通教室の不足が生じるため、改正義務教育標準法の経過措置が終了する令和7年度開始までに校舎を増築する必要があります。

また、校舎増築の検討に当たっては、不足する普通教室を確保するほか、転用により使用することができなくなった特別教室等の復旧について、教育活動や円滑な学校運営の必要性を勘案しながら検討していく必要があります。

① 朝霞第六小学校

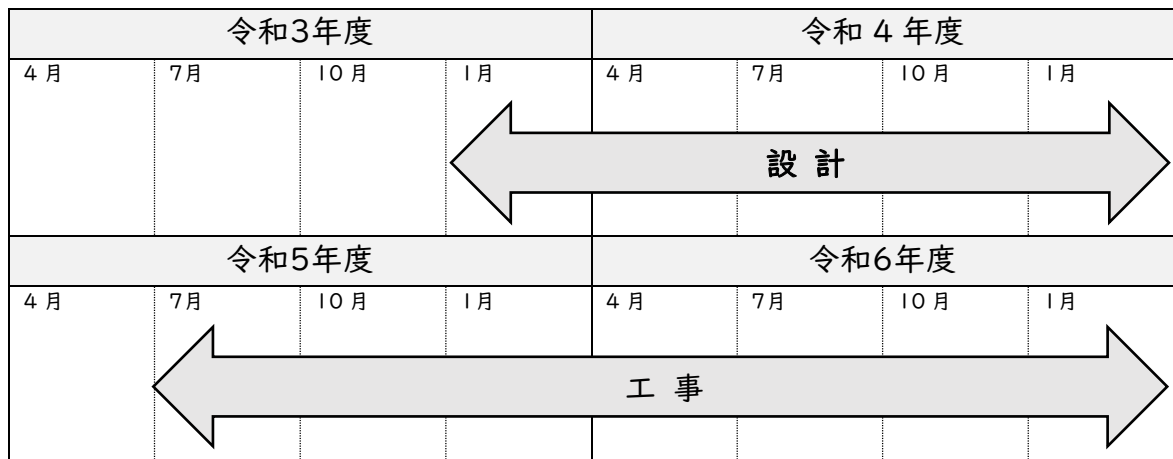
朝霞第六小学校は、特別支援学級を含め12教室必要となっていますが、転用可能教室は7教室となっているため、5教室が不足する見込みとなります。

② 朝霞第九小学校

朝霞第九小学校は、特別支援学級を含め10教室必要となっていますが、転用可能教室は4教室となっているため、6教室が不足する見込みとなります。

※今後、校舎を増築できる場所の選定、整備の規模や内容等の検討を進めていきます。

(3) 今後の施設整備スケジュール（予定）



(表 15 今後の施設整備スケジュール（予定）)